

令和5年5月  
総会議事録

鳩山町農業委員会

令和5年5月25日

令和5年5月総会議事録

開 会 期 日	令和5年5月25日(木)
開 催 場 所	鳩山町役場305・306会議室
開議及び宣言者	午後2時07分 会長(議長) 金子茂雄
閉議及び宣言者	午後2時35分 会長(議長) 金子茂雄
議 長	会長 金子茂雄

農 業 委 員 応 招 状 況

1	恩 田 政 行	出 席	6	根 岸 郁 子	出 席
2	石 井 利 幸	出 席	7	金 井 幸 雄	出 席
3	小 鷹 隆 石	出 席	8	戸 口 英 子	出 席
4	小 林 三 千 雄	出 席	9	中 原 哲 彦	出 席
5	飯 島 千 春	出 席	10	金 子 茂 雄	出 席

農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 出 席 状 況

1	畑 誠	出 席	4	宮 崎 広 幸	出 席
2	保 積 幸 明	出 席	5	吉 岡 只 正	出 席
3	小 久 保 光 男	出 席	6	田 島 健 一	出 席

議 題	農地法の規定に基づく諸申請の審議の件 諮問に対する答申について
-----	------------------------------------

傍聴者数	なし
------	----

参 与

●事務局出席者

- ・吉澤祐一 事務局長
- ・村本亮 書記
- ・馬場紫野 担当

●議案説明員

- ・恩田恭兵 農業・商工業政策担当主任
- ・鈴木翔 農業・商工業政策担当主事

---

[開会の宣言] 午後2時07分

◎金子会長

ただ今の出席農業委員は10名、農地利用最適化推進委員は6名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年5月鳩山町農業委員会定例総会を開会いたします。

---

[議事日程の報告]

◎金子会長

本日の議事日程はお手元に配布したとおりでございます。

---

[議事録署名委員の指名]

◎金子会長

日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。

本日の定例総会の議事録署名委員は、6番・根岸郁子委員、7番・金井幸雄委員を指名いたします。

お願いいたします。

---

[会期の決定]

◎金子会長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今月の定例総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。ご異議はございませんか。

[異議なしの声あり]

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

### [諸般の報告]

#### ◎金子会長

日程第3、諸般の報告を行います。

ここで会長としての報告をいたします。

5月15日に、農業委員会会長として委員を務めている「鳩山町農業経営・生産対策推進会議」に出席し、農業振興地域整備計画の変更に係る審議を行いました。

5月16日には、農業委員会会長として会長を務める鳩山町国保運営協議会に関して、「入間福祉圏国保運営協議会」の監査及び総会が毛呂山町役場で開催され、出席いたしました。

5月24日には「鳩山町地域農業再生協議会 幹事会」に農業委員会会長として出席し、協議会の総会資料に係る予算・決算案について協議を行いました。

以上、報告とさせていただきます。

---

### [日程第4、専決処分の報告について]

#### ◎金子会長

日程第4、専決処分の報告1件を議題といたします。

報告資料番号1の10a未満の農地改良届出について、事務局の報告をお願いいたします。

#### ◎書記

ご報告の前に、資料に一部修正がございますので、ご説明させていただきます。資料12ページの搬出先の位置でございますが、正しくは、少し北へ進んだ曲がり角の辺りでございますので、恐れ入りますが、修正いただきますようお願いいたします。

#### ◎書記

それではご報告いたします。

報告1、10a未満の農地改良届出について。

令和5年5月2日受理。

報告資料番号1、大字泉井■■■■■、地目、田、面積、734㎡。譲受人■■■■■

。譲渡人

転用目的：農地改良。

◎金子会長

この件につきましては、専決処分の報告ですのでご了承願います。

◎金子会長

ここで、追加議案がありますので、資料準備の為暫時休憩といたします。

暫時休憩〔午後2時12分〕

---

再開〔午後2時14分〕

◎金子会長

再開いたします。

---

〔追加日程第5、議案の追加について〕

◎金子会長

お諮りいたします。只今、お手元に配布のとおり、追加日程第6、議案第1号「鳩山農業振興地域整備計画」の変更についての諮問に対する答申について、追加日程第7、議案第2号「農用地利用集積計画」の諮問に対する答申について、の2議案を追加議案としてよろしいかお伺いします。

〔異議なしの声あり〕

◎金子会長

異議なしと認めます。よって追加日程第6、議案第1号「鳩山農業振興地域整備計画」の変更についての諮問に対する答申について、追加日程第7、議案第2号「農用地利用集積計画」の諮問に対する答申について、を追加議案といたします。

ここで、追加議案の説明員について報告いたします。議案第1号、第2号についての説明員2名の入室がありますのでご了承願います。

[追加日程第6、議案第1号「鳩山農業振興地域整備計画」の  
変更についての諮問に対する答申について]

◎金子会長

追加日程第6、議案第1号「鳩山農業振興地域整備計画」の変更についての諮問に対する答申についての資料番号1を議題とします。この件に関しまして、産業環境課 農業・商工業政策担当の恩田主任より説明をいただきます。よろしくお願いたします。

◎恩田主任

産業環境課の恩田と申します。よろしくお願いたします。

それでは、議案第1号、「鳩山農業振興地域整備計画」の変更についての諮問に対する答申について、ご説明いたします。着座にて失礼いたします。

それでは、資料番号1をご覧ください。

1 ページ目が、町長から農業委員会への、鳩山農業振興地域整備計画の変更に係る諮問書でございます。

この度申出書が提出された案件は、記載のとおり、          地区在住の          様から申し出があった案件でございます。農家分家住宅の建築を目的として、農用地除外の申し出があったものでございます。

申出書内容の説明の前に、農用地除外について簡単にご説明させていただきます。

まず、農業振興地域の整備に関する法律並びに、当該法律に基づく埼玉県農業振興地域整備基本方針に基づいて、優良な集团的農地を確保し、耕作がしやすい環境を確保するための区域として、農業振興地域の農用地区域が定められております。

農用地区域内における開発行為は禁止されておりますが、開発行為を行おうとする場合は、該当する土地を農用地区域から除外する必要がある、これを農業振興地域農用地区域からの除外、農用地除外と言っております。

農用地の除外には一定の要件がございます。1つ目が、農用地区域以外に代替地がないこと。2つ目が、農業上の効率的利用に支障が及ばないこと。3つ目が、農業経営者に対する農用地利用集積に支障を及ぼさないこと。4つ目が、土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼさないこと。5つ目が、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していること。

以上の要件を満たさなければ、農用地の除外を行うことはできないものとなっております。

資料に戻りまして、資料の3ページが、5月15日に開催された鳩山町農業経営・生産対策推進会議からの答申書になっております。

先ほどご説明した除外の要件等についてご審議いただき、「諮問のとおり計画変更されるのが適当である」との答申をいただいております。

続いて、資料の4ページからが農業振興地域整備計画の変更計画申出書の抜粋でございます。

1枚めくっていただき、「変更後の使用目的に係る資料」をご覧ください。こちらが申出の内容となります。

事業計画者は、XXXXXXXXXXにお住いのXXXXXX様です。

事業計画の所在地は、XXXXXXXXXXの一部で、地目は畑、面積は515㎡のうち370㎡でございます。

土地の所有者は、事業計画者の父にあたりますXXXXXX様となっております。

6ページと7ページが申出の理由書となります。

申出理由は記載のとおりですが、内容を簡潔に申し上げますと、事業計画者であるXXXXXX様は、現在実家にお住まいで、兼業で両親の農業の手伝いをしておりますが、独立してマイホームの建築を計画にするあたり、引き続き両親と共に農業経営を行っていくことや、将来的に両親の世話をすることができるよう、父であるXXXXXX様の所有地への建築を検討したとのこととす。

XXXXXX様は申出の事業計画地以外の土地も所有しており、理由書の中段から、代替地の有無について記載されております。

まず、少し文章が整っておりませんが、農地以外の山林、原野の4箇所の土地を検討したところ、開発に係る他法令等の関係で住宅建築が見込まれない状況であったとのこととす。

次に、農用地区域外の4箇所の農地について検討したところ、土地面積の条件や水道管の敷設状況等から、居住する上で適した土地ではなかったとのこととす。

以上のことから、農用地区域以外の代替地はない状況となっており、農用地区域内の9箇所の農地のうち、最も支障の少ないと考えられる土地をこの度の事業計画地としたとのこととす。

なお、土地ごとの詳細な説明については8ページと9ページに記載されております。

10ページから12ページが、土地の位置図、案内図、公図の写しとなっております。

13ページの土地利用計画図をご覧くださいますと、分筆予定ラインと記載されている縦の破線から道路側の370㎡が申出の事業計画地となっております。

14ページから16ページは、建物の平面図及び立面図となっております。

17ページ以降には、農家証明書、住民票、土地の登記簿謄本、土地権利者及び隣接地権者の同意書、事業計画地を含む所有地の現地写真をそれぞれ添付しておりますので、ご確認いただければと思います。

議案第1号についての説明は以上でございます。

## ◎金子会長

ありがとうございました。

続きまして、農業委員会事務局よりご説明をお願いします。

## ◎書記

ただいま、産業環境課 農業・商工業政策担当 恩田主任より議案第1号「鳩山農業振興地域整備計画」の変更についての諮問に対する答申について説明がありましたが、資料の後ろに答申案を添付しておりますのでご審議くださるようお願いいたします。

なお、本追加議案は、農業振興地域内の農用地、いわゆる青地に位置している農地を青地の区域から外す手続きでございます。本手続き完了後に農地から農地以外の地目に変更するための、農地転用申請を行うこととなります。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、どなたかご意見がありますか。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

それでは意見がないようですので採決を行います。

議案第1号、「鳩山農業振興地域整備計画」の変更についての諮問に対する答申については、案のとおり答申することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。議案第1号、「鳩山農業振興地域整備計画」の変更についての諮問に対する答申については、案のとおり答申することに決定いたしました。

---

[追加日程第7、議案第2号「農用地利用集積計画」の

諮問に対する答申について]

◎金子会長

追加日程第7、議案第2号「農用地利用集積計画」の諮問に対する答申についての資料番号2を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

◎書記

説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法 附則（令和4年5月27日法律第56号）第5条第1項により、施行日から起算して2年を経過するまでの間は、従前の例により新たに利用集積計画を定めることができると規定されており、鳩山町が農用地利用集積計画を定めるためには、農業委員会の決定を経なければならないと規定されておりますことからお諮りするものでございます。



農用地利用集積計画は年2回決定告示しておりますが、今年度第1回目の決定告示をするにあたり、鳩山町長から別紙のとおり諮問がありましたので、その諮問に基づき内容を確認してから答申するものでございます。

添付資料にあります、農用地利用集積計画書をご覧ください。

内容については、この後、産業環境課 農業・商工業政策担当の鈴木主事より説明をさせていただきます予定です。

また、答申案につきましても資料の一番後ろに添付しておりますので、ご審議くださるようお願いいたします。

## ◎金子会長

ありがとうございました。なお、この件につきまして、産業環境課 農業・商工業政策担当の鈴木主事より説明をいただきます。よろしく申し上げます。

## ◎鈴木主事

ご説明させていただきます。産業環境課 農業・商工業政策担当 鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、資料番号2、農用地利用集積計画の承認を求めることについて、ご説明申しあげます。お手元の資料をご覧ください。

こちらは、農業経営基盤強化促進法に基づき、毎年、年2回行っている農用地の利用権設定のうち、前期分、第1回目となります。

初めに、お手元の資料の3枚目でございますが、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画概要表でございます。

この概要表は、今回申し出をいただきました、利用権の設定期間と種類、面積等をまとめたものでございます。

続いて2ページから5ページは内訳でございます、申し出をいただいたご契約内容を一覧表にしてございます。

それでは、1ページにお戻りいただきまして、農用地利用集積計画概要表の「1 利用権設定」をご覧ください。

表の左側から、利用権設定の「期間・種類」「面積」「貸手戸数」「借手戸数」「筆数」及び賃貸借設定である場合の「賃貸」でございます。

各項目が2段書きとなっておりますが、下の段の数字は、新規申出と再設定申出の合計、上の段の( )書きはその内数となっております、再設定申出分を記載してございます。一番下の合計欄をご覧ください。

賃貸借・使用貸借合わせまして 前期分の利用権設定面積の合計を申し上げます。田、83,732 m<sup>2</sup>、うち再設定は54,573 m<sup>2</sup>。畑、38,955 m<sup>2</sup>、うち再設定は25,769 m<sup>2</sup>。樹園地、その他の地目については該当がございませんでした。合計といたしまして、122,687 m<sup>2</sup>、うち再設定は80,342 m<sup>2</sup>でございます。

続きまして、貸手戸数、借手戸数、筆数の合計でございます。貸手戸数53戸、うち

再設定は 38 戸。借手戸数 25 戸、うち再設定は 13 戸。筆数 114 筆、うち再設定は 77 筆でございます。

それぞれの内訳につきましては、2 ページから 5 ページの「2 利用権設定内訳書」にまとめてございますので、恐れ入りますがご確認をお願いいたします。

また今回、解除条件付き貸借で、                    から新規設定の申し出がございました。4 ページ及び 5 ページの No.79 から No.93 をご覧ください。筆数 15 筆、合計面積 8,560 m<sup>2</sup>、全筆賃貸借契約で 10 年の設定でございます。

この計画についてご承認いただきますと、来月 6 月 21 日付けで告示となり、この計画内容に基づき利用権が設定される予定でございます。

以上、簡単ではございますが、今回の農用地利用集積計画の承認を求めることについてのご説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、どなたかご意見がありますか。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

それでは意見がないようですので採決を行います。

議案第 2 号、「農用地利用集積計画」の諮問に対する答申については、案のとおり答申することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。議案第 2 号、「農用地利用集積計画」の諮問に対する答申については、案のとおり答申することに決定いたしました。

ここで、追加議案の説明員 2 名の退室がありますのでご了承願います。

---

[閉会の宣告] 午後 2 時 35 分

◎金子会長

以上で今月の総会に付された案件は、すべて終了いたしました。よって、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、今定例総会は閉会することに決定されました。  
お疲れさまでした。

上記会議のてん末を以ってその相違ないことを証するためにここに  
署名・捺印する。

令和5年6月26日

会長 金子 茂雄 

委員 根岸 郁子 

委員 金子 孝規 